

平成28年3月に発表されたスポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」と、それを受け平成30年7月に策定された文化部も含む埼玉県教育委員会による「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」に則り、本校での今後の「部活動に係る活動方針」を以下のとおりとする。

1 活動の基本方針

- (1) 学習活動と部活動の両立を通して、知・徳・体の調和の取れた人間の形成を図る。
- (2) 計画的で効果的な部活動の実践を通し、生徒の成長を図り、体力と心豊かな人間性を培う。

2 指導体制の整備について

- (1) 各顧問が年間、月間の活動計画及び活動実績を作成し、管理職に提出する。
- (2) 作成した各種計画については生徒及び保護者に公表する。
- (3) 管理職は適宜部活動の視察を実施し、必要に応じて顧問と面談を実施する。
- (4) 各部とも複数顧問制による指導体制を整える。
- (5) 外部指導者について積極的に活用し、専門的な指導を生徒に提供する。

3 具体的な活動の進め方について

- (1) 施設や設備の点検を定期的実施し、事故の防止に努める。
- (2) 体罰やハラスメントの根絶を目指し、職員研修を実施する。
- (3) 部活動顧問会を設置し、定期的情報交換を行う。
- (4) 生徒間のいじめやトラブル等の防止のため、顧問教諭、担任、養護教諭等の連携を図る。
- (5) 教職員全員が参加する心肺蘇生法やAED使用の研修を実施する。
- (6) 効率的で安全な練習メニューを作成し、生徒が自主的かつ自発的に活動できるようにする。
- (7) 部活動費用(部費など)を徴収する際は、管理職の指導の下、保護者の理解を得るとともに、会計報告を行うなど適正な処理を実施する。

4 適切な休養日等の設定について

- (1) 学期中及び長期休業中とも、原則として週当たり2日以上休養日を設ける。
(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会・コンクール等への参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)
※ 大会・コンクール等の日程及び体育館等の使用日程等に応じて、平日の休養日を週末に、週末の休養日を平日に振り替える場合もある。
- (2) 定期考査1週間前及び定期考査期間中の部活動は原則禁止とする。
※ 大会・コンクール等の日程等に応じて、短時間で活動する場合もある。
- (3) 1日の活動時間は、原則として長くとも平日は2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む。)は3時間程度とする。
- (4) 長期休業中は、連続する休養日を各部や生徒の実態等に応じて適切に設定する。
- (5) 顧問と生徒間で参加する大会・コンクール等を精査し、負担軽減を図る。
- (6) 休養日及び活動時間等の設定については、高等学校段階では、中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われている点を考慮し、各部や生徒の実態等を踏まえた工夫として、大会・コンクール等の日程等に応じて、週間又は月間単位での活動頻度・時間が上記基準程度以内になるようする。大会・コンクール・練習試合・合同練習・合宿・会場練習等で終日又は上記基準程度を超える活動となる場合においても、生徒の健康・安全に十分配慮し、休養時間を適切に設定した上で、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うとともに、他の日の活動時間を減ずる、他の日を休養日とする、休養日を他の日に振り替える等の措置を講ずる。